

新居浜市バドミントン協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、新居浜市バドミントン協会と称する。

(所属)

第2条 本協会は、新居浜市スポーツ協会に属する。

(所在)

第3条 本協会は、事務所を会長または理事長宅に置く。

(目的)

第4条 本協会は、市民の体力向上と、体育の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本協会は、その目的達成のため次の事業を行う。

- 1、本協会行事に関する諸種の審議
- 2、本協会の運営する諸大会、講習会、各種行事の実施
- 3、バドミントン競技に関する調査、研究、普及
- 4、新居浜市スポーツ協会および愛媛県バドミントン協会との連携
- 5、その他本協会目的達成のための必要事項

(組織)

第6条 本協会は、バドミントン競技を愛好する新居浜市民をもって構成する。

(事業部)

第7条 本協会は、事業遂行のため次の部を置く。

1. 総務部
2. 財務部
3. 競技審判部
4. 普及指導部

第2章 役員

(役員)

第8条 本協会に次の役員を置く。

- | | |
|--------|------------------------|
| 1、会長 | 1名 |
| 2、副会長 | 若干名 |
| 3、理事長 | 1名（副理事長を1～2名置くことができる。） |
| 4、常任理事 | 若干名 |
| 5、理事 | 若干名 |
| 6、監事 | 2名 |

(役員を選出)

第9条 本協会の役員選出は、次のとおりとする。

- 1、会長は、総会において選出する。
- 2、副会長、理事長、副理事長、常任理事は、理事会において推薦し、会長が委嘱する。
- 3、理事は、団体、同好会ごとに1名自選し、会長が委嘱する。

- 4、監事は理事の互選によって定める。
- 5、各部長は、常任理事以上が担当し、会長が委嘱する。なお、必要に応じ会長が理事および会員中より部員を委嘱する。
- 6、各部に副部長1名を置くことができる。

(役員の仕事)

第10条 本協会役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1、会長は、本協会を代表し、会務を統轄する。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3、理事長は、会長の命を受けて会務を執行する。
- 4、常任理事は、理事長を補佐し、事業に関する会務を掌る。
- 5、理事は、本協会の主要事項を審議、評決する。
- 6、監事は、本協会の財務を監査する。
- 7、各部長は、部員の協力を得て、本協会主要行事の企画・運営、撤収等を掌る。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。また、補充、増員された役員の仕事は、他全役員の仕事期間とする。

(名誉会長・顧問)

第12条 本会は必要に応じ、総会の議決を経て、名誉会長・顧問を置くことができる。名誉会長・顧問は、常任理事会において推薦し、会長が委嘱する。名誉会長・顧問の仕事は、本協会の主要事項に関し、会長の諮問に応じる。

第3章 会議

(会議の名称)

第13条 本協会の会議は、総会、理事会および常任理事会とする。

(総会)

第14条 総会は、理事またはその代理人以上をもって構成し、毎年4月に開催し、規約の改訂、役員を選任その他重要事項を審議決定する。

(理事会)

第15条 理事会は、理事以上をもって構成し、会長が召集して、大会運営、その他の議事を審議決定する。

(常任理事会)

第16条 常任理事会は、常任理事以上をもって構成し、会長が召集して企画立案および臨機の議事を審議決定する。

(議事運営、表決)

第17条 会議は、会長が主宰し、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは会長が決する。

第4章 会計

(経費)

第18条 本協会の経費は、新居浜市スポーツ協会補助金、寄付金および参加料その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第19条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算・決算)

第20条 本協会の予算は、常任理事会で編成・執行する。決算は監事の会計検査を経たのち、総会の承認を受ける。

第5章 雑則

(弔慰金・見舞金)

第21条 本協会に関する弔慰金及び見舞金は、次の基準により行うことを原則とする。

1. 役員本人及びその配偶者の死亡の場合、1万円程度。
2. 本協会の事業に参加して事故等で入院した場合、3千円程度。
3. 額については相場等を考慮し、三役で決定出来るものとする。
4. 当協会名誉会長・顧問の場合、相応の弔慰金で弔意を表すものとする。
5. スポーツ協会・県バドミントン協会その他本協会と深くかかわりのある団体の役職員で、会長が特に必要と認めた場合は相応の弔慰金等で弔意を表すことができる。

第6章 規約の改廃

(規約の改廃)

第22条 本規約の改廃は、総会の出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(特例)

第23条 本規約に定めるもののほか、緊急、必要事項については、会長または常任理事会が決定し、臨機の処置ができる。

附則

(発効) 本規約は昭和51年4月21日発効する。

(規約改正) 本規約は平成元年3月31日発効する。

(規約改正) 本規約は平成14年3月31日発効する。

(規約改正) 本規約は平成20年4月21日発効する。

(規約改正) 本規約は平成23年4月20日発効する。

(規約改正) 本規約は平成31年4月18日発効する。

以上